## 金融庁からの第2次回答

管理番号		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
	提案事項 (事項名)						区分	回答	意見
	省エネ法に基づく特 事業者等に対する指 立入検査の都追用界 への権限移譲	エネルギーの使用の合理 化に関する法律に基づく指 項・助言、報告徴収及び立 入検査権限を、並行権限と	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本 方針にのつとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に率して施策を請すると ともに、その区域の実代に応じた施策を要定し、起び実施する責務すると ともに、その区域の実代に応じた施策を要定し、起び実施する責務する。 こととされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として 取り組むべき「エネルギー使用の合理化(富エネルギー)の促進「再生可能 エネルギーの普及」の施策の充実等にありている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化 に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助意、報告徴収及び立 人検査権限を、並行権限とし、予部直押限、比較する必要がある。 【具体的な効果」地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組 がを行っているが、地域におけるエネルギーの保証では、本場においては、工場・ 事業場等の者エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギータ消 章事業者の情報を把握し、これら事業者に対しまれる診断の活用を指導・助 言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅 に進むことが開始されば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅 に進むことが開始されば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅 に進むことが開始される。 「効果的な取組みたずるための工夫」「求める措置の具体的内容」にあわせて、当核法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求め に応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	の合理化に関する	经海体水运车 经基本证明 医克克克氏 经现代证明 医克克克克氏 经现代证明 医克克克克氏 经现代证明 经现代证明 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	事会	C 対応不可	一年成23年11月22日刊りで、美国和争会から内閣府地方万権収単推 進室に対して、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指 連・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と 各所省の見解が一致せず、機関移譲が実現しなかったものである。本年度の 提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移 譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移 譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。

## 金融庁からの第2次回答

	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見 全国市長会・全国町村会からの		重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号			意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 生な再検討の視点		回答	
3	有エイ法に基づく特定 事業者等に対する指 導・助言、報告徴収、 立入検査の都道府県	エネルギーの使用の合理 化に関する法律に基づく抗 項・助言、報告徴収及び立 人検査権限と して、希望する都道府県に 移譲すること。	・指導、助言、報告機収、立入核査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る所示及び命令などの権限についても出行的に移譲する。それの、全国・特別では、自治者所に受けない。また、基準の設定について自治者所に受けない。である指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け、移行けの別少マールの範囲内とすべき。、不成立を持ち、表別ないのでは、最初け、移行けの別少マールの範囲内とすべき。、平成25年11月22日付け文書では、権限特額後の責任ある対応を取ることができない報告機収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くにとのできないエネルギーを 安定的に保持することが目的であり、海外から安定的に燃料を掲頭する施設と、燃料対象を有効、利用するための意能とで構たさいこと。後者の現場的が塩エルボーカリ 利用するための意能とで構たさいこと。後者の現場的が塩エルボーカリ 利用するための意能とで構たさいこと。後者の現場的が塩エルボーカリ 利用するための意味とが生きない。 5. 国内をエネなの目的にある「エネーベーの使用の合理化を粉合的に推進する」とない事業を全体の状況にど母(マルラネ章の状況)、四月本を潜まえて、事業者の経りに指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び終一的な差率に基づば個目と必要を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使制度に上市での事務を実施することが不可能となる。また、物定事業者等の対策に、定期報告書の受理・中美別計画書の受理や合理化制器にした。での事務を実施することが不可能となる。事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果がある。エネルギーガリを変を実施を表面が指していることであるが、今回の九州知事会の授集のように、自治体が自らの管内の事業所の全対象として立り、中業者では事業所にといて、自治体が自らの管内の事業所の全対象として立り、日本の事業所に対していることであるが、今回の九州知事会の登見のように、自治体が自らの管内事業を必要が当治体制に表なる適用が行われた場合は特に、事業者の選恿を折びおそれがある事業者、したの管内に本れがある事業者が有する他自治体の事業所を必要がある。この際、全国知事会の意見の主張と称がまる。こので、日本のでは、日本のでは、日本の企用に表していました。1 加えて、手挙げ方式により地を指した。1 加えて、手挙げ方式により地を通りに対していました。1 加えて、手挙げ方式により地を通りに対していました。1 加えて、手挙げ方式により地を引きない。 全国知事会の意見のように関係の事業をと体の状況を選まれたがある。また、対象の意見をは、全国の指示を定めない。1 第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第4年第	